

## 庄原市観光パンフレットデータ作成業務委託仕様書

### 1 業務の目的

庄原市の豊かな観光資源を、分かりやすく魅力的にPRするパンフレットを作成することによって、庄原市への誘客および観光消費額の向上を図る。

### 2 委託業務の内容

庄原観光パンフレットの制作にともない、企画立案、編集、デザイン（マップ製作含む）、取材・原稿制作、写真撮影等を行い、印刷用データを作成する。なお、パンフレットは以下のコンセプトに沿って制作することとし、原稿やデザイン等の内容は受託者と委託者で十分に意見交換、調整を図った上で決定する。なお、写真撮影は6日程度実施すること。

#### (1) ターゲット

日常をハードに仕事をこなす好奇心旺盛で感度の高い男性・女性をメインターゲットとし、アウトドアライフ（自然）、美しい里山景観、美味しい食、健康など、「ココロとカラダにいい旅」を提案すること。

#### (2) 要旨

庄原市の豊かな観光資源を、庄原市を認知されていない人が見ても、分かりやすく魅力的にアピールし、「庄原観光の魅力を知ってもらいたい」「庄原市へ観光客を誘致したい」「観光客の滞在時間の延長および周遊促進してもらいたい」「観光客へ旅行商品等売りたい」「庄原観光のイメージを構築したい」という発注者の想いを踏まえたデザイン・構成・仕掛け等に工夫を凝らした内容とする。

#### (3) 掲載内容

次の内容を参考に、上記ターゲット、要旨に沿った内容で構成すること。

- ① 庄原観光のイメージ構築（ちょっとおしゃれな里山ステイ）
- ② 庄原市でできることを網羅した一冊（観光情報のプラットフォーム）
- ③ WEB（庄原観光ナビ）、SNSとの連動

### 3 規格等

- (1) 大きさ A4判
- (2) ページ数 32ページ
- (3) 刷色 オールカラー

### 4 履行期間

契約締結の日から令和3年2月28日

### 5 納品

- (1) 納品場所 〒727-0021 広島県庄原市三日市町4-10  
(一社) 庄原観光推進機構【里山の駅 庄原 ふらり内】

(2) 納品物

印刷用データ（イラストレーター及び PDF）と撮影画像を CD または DVD に格納したものを、成果品として納品すること。なお、撮影画像ならびに本文は順次データで渡すこと。

(3) 納期 令和 3 年 2 月 28 日

6 庄原観光推進機構および関係機関との調整

受託者は次のとおり庄原観光推進機構および関係機関との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(1) 各種計画書、進捗状況報告書、業務完了報告書の提出

ア 本業務に係る進捗状況を随時報告すること。

イ 計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについて、庄原観光推進機構から依頼があれば速やかに対応すること。

ウ 必要に応じ庄原観光推進機構および関係機関と協議を行い、業務を実施すること。

エ 業務完了後は速やかに業務完了報告書を提出し、その確認を受けること。

(2) 打ち合わせ

ア 受託者は、業務遂行に当たり、定期的な打ち合わせを行うものとする。

イ 受託者は、庄原観光推進機構および関係機関との打ち合わせ結果を記録にまとめ、速やかに当機構に提出するものとする。

(3) その他

ア 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに庄原観光推進機構に報告し協議を行い、その指示を受けること。

イ 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず当機構に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

7 著作権の譲渡等

(1) 今回の業務において新たに著作権が発生するものについては、その制作に係る経費及び著作権の譲渡に係る費用等も入札価格に含めるものとする。

(2) 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下、本条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に庄原観光推進機構に譲渡する。

(3) 前項に関し、次のいずれかの者に制作物に係る著作権が帰属している場合には、受託者はあらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

① 受託者の従業員

② 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

- (4) 庄原観光推進機構は、制作物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該制作物の内容を受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができる。
- (5) 受託者は、制作物が著作物に該当する場合において、庄原観光推進機構が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、当機構は、制作物が著作物に該当しない場合には、当該制作物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

## 8 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率に行う上で必要と認めるときは、庄原観光推進機構と協議の上、その一部を委託することができる。

### (2) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、庄原市個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 31 日庄原市条例第 16 号）に基づき、その取り扱いに充分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 9 不当介入による通報義務

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察への通報に努めなければならない。

- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、庄原観光推進機構に履行期間の延長変更を請求できる。